

# 嘉麻市地域公共交通網形成計画期間延長に伴う 計画（改訂版）の作成について

令和4年1月24日  
嘉麻市 地域活性推進課

令和3年度第1回嘉麻市地域公共交通会議にて1年間の期間延長の承認をいただきました、嘉麻市地域公共交通網形成計画につきまして、下記の内容を主な修正点として整理しています。

（改訂案については第1回嘉麻市地域公共交通会議にて報告した「地域公共交通網形成計画の進捗状況に係る実施調査状況調査表」を基に作成しています。）

## 1. 計画期間

「平成29年度から平成33年度（令和3年度）までの5年間」を  
「平成29年度から令和4年度までの6年間」に延長  
※計画内全ての期間の修正を行う。

## 2. 目標・アクションプラン

現況の達成状況を鑑み目標の修正及び追加課題の検討・追記  
※現行網計画掲載ページ：61ページ～77ページ、79ページ

## 3. 巻末資料

委員名簿、計画策定経過の概要、嘉麻市地域公共交通会議設置条例を最新版に更新  
※現行網計画掲載ページ：80ページ以降

※現行網計画前半に記載している、計画策定当時の嘉麻市の現況（アンケート調査等）については蓄積データであるため修正は行わない。  
（令和5年度版の計画策定時に再度現状調査を実施します。）

## ●改訂作業のスケジュールについて

改訂作業のおおよそのスケジュールは下記のとおりを予定しております。

時 期	内 容
令和3年7月 【第1回会議】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通網形成計画の進捗状況に係る実施調査状況調査表提出</li> <li>・計画期間延長の承認</li> </ul>
令和3年9月 【第2回会議】 ※書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・網計画実施事業の「現在までの実績・成果」及び「今後の課題及び継続する取り組み」の整理</li> <li>・「計画目標および目標を達成するために実施する事業」及び、「アクションプラン」の見直し</li> <li>・嘉麻市地域公共交通網形成計画（改訂版）案提案</li> <li>・委員意見徴収</li> </ul>
令和4年1月 【第3回会議】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員意見を基に文言の修正や体裁の修正</li> <li>・嘉麻市地域公共交通網形成計画（改訂版）最終案提案</li> </ul>
令和4年2月 (仮)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘉麻市地域公共交通網形成計画（改訂版）完成</li> <li>・国へ提出</li> </ul>

※スケジュールは前回会議で提出させていただいたものを、現況に合わせて更新したものになります。

嘉麻市地域公共交通網形成計画（新旧対照表）

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）	嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版
<p>P 2 1 4 行目 略</p> <div data-bbox="174 344 1111 507" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>4. 計画期間</b></p> <p>平成 29 年度から令和 4 年度までの 6 年間の計画期間とする。</p> </div>	<p>P 2 1 4 行目 略</p> <div data-bbox="1182 344 2119 507" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>4. 計画期間</b></p> <p>平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間の計画期間とする。</p> </div>
<p>略</p> <p>P 6 5 1 4、1 5 行目 略</p> <div data-bbox="183 695 1120 1066" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div data-bbox="210 746 1084 798" style="background-color: #c8e6c9; padding: 2px;"> <p>⑦ 分かりやすい情報提供</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="282 817 1084 868">→ 1) 官民一体となった、わかりやすい情報の提供（公共交通マップの配布等）</li> <li data-bbox="282 887 1084 938">→ 2) 市バスの運行状況の周知</li> <li data-bbox="282 957 1084 1008">→ 3) 地域等小さな単位に向けた嘉麻市バスの情報周知</li> </ul> </div> <p>略</p>	<p>略</p> <p>p 6 5 1 4、1 5 行目 略</p> <div data-bbox="1191 695 2128 1066" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div data-bbox="1218 746 2092 798" style="background-color: #c8e6c9; padding: 2px;"> <p>⑦ 分かりやすい情報提供</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1290 817 2092 868">→ 1) 官民一体となった、わかりやすい情報の提供（公共交通マップの配布等）</li> </ul> </div> <p>略</p>



修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）	嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版
<p>P 6 7 1 9、2 0 行目 略</p> <div data-bbox="181 300 1122 722" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>⑬ 公共交通利用者の維持・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 地元商店等と公共交通の連携による商業の活性化及び市バス利用者の増進</li> <li>2) 公共交通をみんなで維持する意識の醸成</li> <li>3) 次世代のバス利用者の育成</li> <li>4) 高齢者・運転免許自主返納者等に対する公共交通利用促進策の検討</li> </ul> </div> <p>略</p>	<p>P 6 7 1 9、2 0 行目 略</p> <div data-bbox="1189 300 2130 722" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>⑬ 公共交通利用者の維持・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 地元商店等と公共交通の連携による商業の活性化及び市バス利用者の増進</li> <li>2) 公共交通をみんなで維持する意識の醸成</li> <li>3) 高齢者・運転免許自主返納者等に対する公共交通利用促進策の検討</li> </ul> </div> <p>略</p>

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 6 8、7、8、2 3、2 4、4 0 行目  
略

※計画期間 6 年間に於いて、前期：計画策定後 1～2 年以内に実施するもの、中期：計画策定後 3～4 年以内に実施するもの、後期：計画策定後 6 年以内を目標に実施するもの

表 9-1 実施事業

目標	実施事業
目標 1： 嘉麻市の活性化 政策を推進する安 心・安全な公共交 通の構築	嘉麻市と周辺市町村に設置されている学校への通学手段の確保
	広域通勤・通学需要に対する移動手段の検討
	通学者に対する負担軽減策の検討
	運転免許自主返納者に対する公共交通利用促進策の検討
	庁舎整備に伴う4つの地域の活性化・連携につながる交通網の整備
	各支所を交通結節点とする地域内交通網の再編
	嘉麻市内外の観光周遊を可能とする路線の検討
目標 2： 分かりやすく利用し やすい公共交通の 実現	利用者ニーズや目的に的確に応じることのできる公共交通体系の整備
	市バスのカラーリングの統一・分かりやすいバスの行き先表示等運行車両の改善
	車両更新時におけるみんなにやさしいバス等の導入の推進
	老朽化したバス停等の待合環境の整備
	官民一体となった、わかりやすい情報の提供（公共交通マップの配布等）
	市バスの運行状況の周知
	地域等小さな単位に向けた嘉麻市バスの情報周知
目標 3： 利便性の高い交 通環境の構築	すべての市民が制限なく利用できる公共交通体系の整理（福祉バスの市バス統合等）
	交通空白地に対する移動手段の確保
	稲築から桂川方面への公共交通路線の設定
	近隣市町との接続路線の維持・確保
	牛隈地区にバスの乗継拠点を設置
	生活利便施設（病院やスーパー等）への乗り入れの推進
	市バスと西鉄バスや J R との乗継ぎを考慮した運行ダイヤの改善
乗継割引や高齢者割引の導入（ I C カード装置の設置）の検討	
目標 4： 持続性のある交通 体系への転換	幹線・枝線の役割分担と重複する路線の見直し
	デマンド型運行等を含めた最適なサービスの提供を検討
	公共交通に対する財政負担を考慮した運営方針の検討
	安全・安定的な運行の支障となる路線の見直し（狭隘な道路等の回避等）
	市バスラッピングや車内広告等による収入の確保
	地元商店等と公共交通の連携による商業の活性化及び市バス利用者の増進
	公共交通をみんなで維持する意識の醸成
	次世代のバス利用者の育成
	高齢者・運転免許自主返納者等に対する公共交通利用促進策の検討

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 6 8、7、8 行目  
略

※計画期間 5 年間に於いて、前期：計画策定後 1～2 年以内に実施するもの、中期：計画策定後 3～4 年以内に実施するもの、後期：計画策定後 5 年以内を目標に実施するもの

表 9-1 実施事業

目標	実施事業
目標 1： 嘉麻市の活性化 政策を推進する安 心・安全な公共交 通の構築	嘉麻市と周辺市町村に設置されている学校への通学手段の確保
	広域通勤・通学需要に対する移動手段の検討
	通学者に対する負担軽減策の検討
	運転免許自主返納者に対する公共交通利用促進策の検討
	庁舎整備に伴う4つの地域の活性化・連携につながる交通網の整備
	各支所を交通結節点とする地域内交通網の再編
	嘉麻市内外の観光周遊を可能とする路線の検討
目標 2： 分かりやすく利用し やすい公共交通の 実現	利用者ニーズや目的に的確に応じることのできる公共交通体系の整備
	市バスのカラーリングの統一・分かりやすいバスの行き先表示等運行車両の改善
	車両更新時におけるみんなにやさしいバス等の導入の推進
	老朽化したバス停等の待合環境の整備
	官民一体となった、わかりやすい情報の提供（公共交通マップの配布等）
目標 3： 利便性の高い交 通環境の構築	すべての市民が制限なく利用できる公共交通体系の整理（福祉バスの市バス統合等）
	交通空白地に対する移動手段の確保
	稲築から桂川方面への公共交通路線の設定
	近隣市町との接続路線の維持・確保
	牛隈地区にバスの乗継拠点を設置
	生活利便施設（病院やスーパー等）への乗り入れの推進
	市バスと西鉄バスや J R との乗継ぎを考慮した運行ダイヤの改善
乗継割引や高齢者割引の導入（ I C カード装置の設置）の検討	
目標 4： 持続性のある交通 体系への転換	幹線・枝線の役割分担と重複する路線の見直し
	デマンド型運行等を含めた最適なサービスの提供を検討
	公共交通に対する財政負担を考慮した運営方針の検討
	安全・安定的な運行の支障となる路線の見直し（狭隘な道路等の回避等）
	市バスラッピングや車内広告等による収入の確保
	地元商店等と公共交通の連携による商業の活性化及び市バス利用者の増進
	公共交通をみんなで維持する意識の醸成
	高齢者・運転免許自主返納者等に対する公共交通利用促進策の検討

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 6 9、1 4、1 5、3 1 行目  
略

実施主体	時期
嘉麻市、交通事業者	中期
嘉麻市、交通事業者	中期
嘉麻市	前期
嘉麻市	中期
嘉麻市、交通事業者	後期
嘉麻市	後期
嘉麻市、交通事業者、嘉麻市観光まちづくり協会	後期
嘉麻市、交通事業者、施設所有者	中期～後期
嘉麻市、交通事業者	前期～後期
嘉麻市、交通事業者、施設所有者	前期～後期
嘉麻市、交通事業者、地域住民	前期～後期
嘉麻市、交通事業者、嘉麻市観光まちづくり協会	前期～後期
嘉麻市、交通事業者	後期
嘉麻市、地域住民	後期
嘉麻市	後期
嘉麻市、交通事業者、地域住民	後期
嘉麻市、交通事業者、施設所有者	中期
嘉麻市、交通事業者、関係市町	後期
嘉麻市、交通事業者	中期
嘉麻市、交通事業者、施設所有者	後期
嘉麻市、交通事業者	後期
嘉麻市、交通事業者	後期
嘉麻市、交通事業者、地域住民	後期
嘉麻市、地域住民	前期～後期
嘉麻市、交通事業者	前期～後期
嘉麻市、交通事業者、関係企業	後期
嘉麻市、商工会議所、商工会	後期
嘉麻市、地域住民	前期～後期
嘉麻市、交通事業者、地域住民	後期
嘉麻市、交通事業者、地域住民	後期

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 6 9  
略

実施主体	時期
嘉麻市、交通事業者	中期
嘉麻市、交通事業者	中期
嘉麻市	前期
嘉麻市	中期
嘉麻市、交通事業者	後期
嘉麻市	後期
嘉麻市、交通事業者、嘉麻市観光まちづくり協会	後期
嘉麻市、交通事業者、施設所有者	中期～後期
嘉麻市、交通事業者	前期～後期
嘉麻市、交通事業者、施設所有者	前期～後期
嘉麻市、交通事業者、地域住民	前期～後期
嘉麻市、交通事業者、嘉麻市観光まちづくり協会	前期～後期
嘉麻市	後期
嘉麻市、交通事業者、地域住民	後期
嘉麻市、交通事業者、施設所有者	中期
嘉麻市、交通事業者、関係市町	後期
嘉麻市、交通事業者	中期
嘉麻市、交通事業者、施設所有者	後期
嘉麻市、交通事業者	後期
嘉麻市、交通事業者	後期
嘉麻市、交通事業者、地域住民	後期
嘉麻市、地域住民	前期～後期
嘉麻市、交通事業者	前期～後期
嘉麻市、交通事業者	後期
嘉麻市、交通事業者、関係企業	後期
嘉麻市、商工会議所、商工会	後期
嘉麻市、地域住民	前期～後期
嘉麻市、交通事業者、地域住民	後期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 7 0、8～17 行目

略

(1) 定住促進に貢献する公共交通

事業名	嘉麻市と周辺市町村に設置されている学校への通学手段の確保		
事業概要	公共交通を利用した周辺市町の高等学校等への通学手段が不足している状況から、通学に必要な時間帯での市バスや民間バスの運行や路線の整備等、本市からの通学における利便性の向上を図り、定住化促進につなげる。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者	実施時期	中期
現在までの実績・成果	嘉麻市内から稲築志耕高校、嘉穂総合高校、大隈城山高校に通学できる市バス路線「稲築桂川線」、「熊ヶ畑桂川線」、「市内循環線」を構築し、嘉麻市から学校への交通手段を確保した。 【令和 2 年度利用者数】 稲築桂川線：12,887 人／熊ヶ畑桂川線：38,238 人／ 市内循環線（西回り東回り合算）：20,034 人 【令和 2 年度学校前バス停利用者数】 稲築志耕館高校：5,392 人／大隈城山高校：507 人／ 嘉穂総合高校：5,361 人 ⇒完了（完了年度：令和 2 年度）		

略

P 7 0

略

(1) 定住促進に貢献する公共交通

事業名	嘉麻市と周辺市町村に設置されている学校への通学手段の確保		
事業概要	公共交通を利用した周辺市町の高等学校等への通学手段が不足している状況から、通学に必要な時間帯での市バスや民間バスの運行や路線の整備等、本市からの通学における利便性の向上を図り、定住化促進につなげる。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者	実施時期	中期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 7 0、2 2～3 0 行目

略

<b>事業名</b>	広域通勤・通学需要に対する移動手段の検討		
<b>事業概要</b>	福岡、北九州都市圏への移動に係る近隣市町の主要駅へのアクセスを充実し、通勤・通学に係る手段の確保により、利便性向上につなげる。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、交通事業者	<b>実施時期</b>	中期
<b>現在までの実績・成果</b>	嘉麻市から福岡、北九州圏への移動がスムーズにできるよう、近隣市町の主要駅である桂川駅や市内下鴨生駅へ接続する「稲築桂川線」の構築や、桂川駅に接続する「熊ヶ畑桂川線」のダイヤ改定を行い、通勤や通学のための移動手段を確保した。 <b>【令和 2 年度利用者数】</b> 稲築桂川線：1 2, 8 8 7 人／熊ヶ畑桂川線：3 8, 2 3 8 人 <b>【令和 2 年度バス停別利用者数】</b> 桂川駅：1 1, 4 5 4 人／下鴨生駅：1, 8 2 4 人 ⇒完了（完了年度：令和 2 年度）		

略

P 7 0

略

<b>事業名</b>	広域通勤・通学需要に対する移動手段の検討		
<b>事業概要</b>	福岡、北九州都市圏への移動に係る近隣市町の主要駅へのアクセスを充実し、通勤・通学に係る手段の確保により、利便性向上につなげる。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、交通事業者	<b>実施時期</b>	中期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 7 1、6～2 3 行目

略

<b>事業名</b>	通学者に対する負担軽減策の検討
<b>事業概要</b>	公共交通を利用する通学者の負担軽減を図るため、通学定期券等の購入に対する助成を行うなど、公共交通利用における運賃負担の軽減と公共交通利用者の増加を促す。
<b>実施主体</b>	嘉麻市 <b>実施時期</b> 前期
<b>現在までの実績・成果</b>	<p>嘉麻市通学等補助金事業の実施、遠距離通学する児童・生徒に通学対策補助金の交付及び嘉穂小・中のスクールバスを運行し、公共交通を利用する通学者の負担を軽減している。</p> <p>【令和 2 年度嘉麻市通学等補助金利用者数】 4 2 3 人 （嘉麻市から通学している学生の通学定期券の約 5 割を補助）</p> <p>【通学対策補助金利用者数】 5 8 人 （学校から距離が遠い小学生の通学定期券を補助）</p> <p>【令和 3 年スクールバス利用対象者数】 1 2 5 人 （学校の合併により校区外となった区域をスクールバス通学区域としスクールバスを運行）</p> <p>⇒継続</p>
<b>今後の課題及び継続する取り組み</b>	<p>令和 4 年に市内学生への公共交通の利用状況調査を実施し、事業の成果を調査する。</p> <p>通学等補助金について嘉麻市 HP や広報誌等を活用し継続した制度の周知活動を行う。</p> <p>スクールバスについては、嘉穂小・中スクールバス運行の通学距離に応じたバス路線・バス停の見直しを検討し、嘉穂中 P T A からの意見について調査・検討の実施する。</p>

略

P 7 0

略

<b>事業名</b>	通学者に対する負担軽減策の検討
<b>事業概要</b>	公共交通を利用する通学者の負担軽減を図るため、通学定期券等の購入に対する助成を行うなど、公共交通利用における運賃負担の軽減と公共交通利用者の増加を促す。
<b>実施主体</b>	嘉麻市 <b>実施時期</b> 前期

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 7 1、3 1～3 6 行目

略

(2) 地域の安心・安全に向けた公共交通利用への転換推進

事業名	運転免許自主返納者に対する公共交通利用促進策の検討
事業概要	高齢者による交通事故の増加は全国的な課題となっている。本市においても例外ではなく、交通事故を未然に防ぐためにも、運賃負担等の軽減等を図りながら、運転免許自主返納を支援するとともに、公共交通への転換を促進する。
実施主体	嘉麻市
実施時期	中期
現在までの実績・成果	嘉麻市高齢者免許自主返納等支援事業の継続実施及びホームページでの広報活動を実施し、令和2年度の支援実績件数は126件となった。 ⇒継続
今後の課題及び継続する取り組み	まだ事業の内容や存在自体を知らない市民が多数存在すると思われるため、令和3年度は広報誌掲載による広報活動を実施予定。引き続き嘉麻市高齢者運転免許自主返納等支援事業を実施していく。

略

P 7 2、8～11行目

略

(3) 庁舎整備と連携した公共交通網の再整備

事業名	庁舎整備に伴う4つの地域の活性化・連携につながる交通網の整備
事業概要	市内を循環する形で4つの地域を公共交通で結び、市内の移動を円滑に行えるような移動手段を確保する。各庁舎間の移動のみならず、各地域の商業施設や病院、その他主要な施設を循環することで、4つの地域の活性化につながる交通網の整備を行う。
実施主体	嘉麻市、交通事業者
実施時期	後期
現在までの実績・成果	市内を循環する形で4つの地区を結ぶ市内循環線を構築し現在も継続して運行中。 【令和2年度利用者数】20,034人 ⇒完了（完了年度：令和2年度）

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成30年3月一部改定版

P 7 0

略

(2) 地域の安心・安全に向けた公共交通利用への転換推進

事業名	運転免許自主返納者に対する公共交通利用促進策の検討
事業概要	高齢者による交通事故の増加は全国的な課題となっている。本市においても例外ではなく、交通事故を未然に防ぐためにも、運賃負担等の軽減等を図りながら、運転免許自主返納を支援するとともに、公共交通への転換を促進する。
実施主体	嘉麻市
実施時期	中期

略

P 7 1

略

(3) 庁舎整備と連携した公共交通網の再整備

事業名	庁舎整備に伴う4つの地域の活性化・連携につながる交通網の整備
事業概要	市内を循環する形で4つの地域を公共交通で結び、市内の移動を円滑に行えるような移動手段を確保する。各庁舎間の移動のみならず、各地域の商業施設や病院、その他主要な施設を循環することで、4つの地域の活性化につながる交通網の整備を行う。
実施主体	嘉麻市、交通事業者
実施時期	後期

略



修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 7 2、1 4～1 8 行目

略

事業名	各支所を交通結節点とする地域内交通網の再編		
事業概要	4つの地域の一体性を醸成するための交通の要所として、各支所に交通結節点を設置し、円滑な地域内移動を確保する。また、広域的な移動に対する乗継の拠点として位置付けを行い、必要な待合環境について充実を図る。		
実施主体	嘉麻市	実施時期	後期
現在までの実績・成果	令和2年には各支所（3箇所）及び本庁舎が供用開始。庁舎や各支所内に複数の路線が経路するよう路線構築を行い、交通結節点とすることで、広域的な移動ができるようになっている。また、庁舎（支所）内でのバスの待合も可能とし、待合環境も向上している。 ⇒完了（完了年度：令和2年度）		

略

P 7 1

略

事業名	各支所を交通結節点とする地域内交通網の再編		
事業概要	4つの地域の一体性を醸成するための交通の要所として、各支所に交通結節点を設置し、円滑な地域内移動を確保する。また、広域的な移動に対する乗継の拠点として位置付けを行い、必要な待合環境について充実を図る。		
実施主体	嘉麻市	実施時期	後期

略



修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 7 3、1 0～1 8 行目

略

(4) 市内外をつなぐ広域観光周遊路線の検討

事業名	嘉麻市内外の観光周遊を可能とする路線の検討		
事業概要	観光資源の有効な活用による市の活性化を図るため、隣接市町に訪れた観光客が本市の観光地に移動できる公共交通の整備を行う。特に、八丁トンネル開通に伴う朝倉方面とのアクセス向上については、観光のみならず日常生活における地域間の移動を確保できるような路線等の構築について検討を進める。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、嘉麻市観光まちづくり協会	実施時期	後期
現在までの実績・成果	桂川駅からのアクセスの確保及び飯塚市や田川市とも接続ができるように民間バスやコミュニティバスとの乗継を考慮した路線を構築し、隣接市町村に訪れた観光客が嘉麻市の観光地に移動できるよう整備を行った。朝倉方面へのアクセスについては現時点ではデマンド運行型バスで嘉麻市と朝倉市の境への移動は可能となっている。 ⇒継続		
今後の課題及び継続する取り組み	更なる利便性向上を図るため利用者の意見を基にダイヤ及び路線の見直しの検討。 朝倉市とのバス接続を検討。		

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 7 1

略

(4) 市内外をつなぐ広域観光周遊路線の検討

事業名	嘉麻市内外の観光周遊を可能とする路線の検討		
事業概要	観光資源の有効な活用による市の活性化を図るため、隣接市町に訪れた観光客が本市の観光地に移動できる公共交通の整備を行う。特に、八丁トンネル開通に伴う朝倉方面とのアクセス向上については、観光のみならず日常生活における地域間の移動を確保できるような路線等の構築について検討を進める。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、嘉麻市観光まちづくり協会	実施時期	後期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 7 4、8～1 2 行目

略

(1) 誰もが分かりやすく利用しやすい公共交通体系の整備

事業名	利用者ニーズや目的に的確に応じることのできる公共交通体系の整備		
事業概要	運行する路線の目的を明確にし、利用者ニーズに適応した経由地及び目的地の設定や利用が見込まれる時間帯でのダイヤの構築、よく利用される施設への乗り入れ等を、利用者に分りやすく、利用しやすい交通体系の整備を行う。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、施設所有者	実施時期	中期～後期
現在までの実績・成果	利用者のニーズや目的に応じた路線となるよう、通学、通院、買い物や入浴施設等への移動を考慮した路線の構築を行った。 ⇒継続		
今後の課題及び継続する取り組み	更なる利便性向上を図るため利用者の意見を基にダイヤ及び路線の見直しの検討。		

略

P 7 4、1 9～2 4 行目

略

事業名	市バスのカラーリングの統一・分かりやすいバスの行き先表示等運行車両の改善		
事業概要	利用者が市バスと認識できる統一した車両のカラーリングを施すとともに、当市のゆるキャラである「かまししちゃん」を活用するなど、認識しやすく愛着の持てる車両の外観整備を行う。また、バスの行き先についても分かりやすい表示に配慮し、利用者が安心して乗車できるよう改善を図る。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者	実施時期	前期～後期
現在までの実績・成果	市バス車両全てに統一したデザインのラッピングを実施し、誰もが分かりやすいバスを整備した。 行先案内表示の掲示方法を適宜改善した。 ⇒継続		
今後の課題及び継続する取り組み	行先案内表示については適宜掲示方法の改善を行ったが、継続して利用者に分りやすい行先案内となるよう改善を図る。		

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 7 2

略

(1) 誰もが分かりやすく利用しやすい公共交通体系の整備

事業名	利用者ニーズや目的に的確に応じることのできる公共交通体系の整備		
事業概要	運行する路線の目的を明確にし、利用者ニーズに適応した経由地及び目的地の設定や利用が見込まれる時間帯でのダイヤの構築、よく利用される施設への乗り入れ等を、利用者に分りやすく、利用しやすい交通体系の整備を行う。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、施設所有者	実施時期	中期～後期

略

P 7 2

略

事業名	市バスのカラーリングの統一・分かりやすいバスの行き先表示等運行車両の改善		
事業概要	利用者が市バスと認識できる統一した車両のカラーリングを施すとともに、当市のゆるキャラである「かまししちゃん」を活用するなど、認識しやすく愛着の持てる車両の外観整備を行う。また、バスの行き先についても分かりやすい表示に配慮し、利用者が安心して乗車できるよう改善を図る。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者	実施時期	前期～後期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 7 5、7～10行目

略

(2) 車両やバス停のユニバーサルデザインの推進

事業名	車両更新時におけるみんなにやさしいバス等の導入の推進		
事業概要	円滑な移動を行う手段として、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、生き生きと安全に暮らせ、すべての利用者に利用しやすい車両等の整備を図る。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、施設所有者	実施時期	前期～後期
現在までの実績・成果	全ての車両をステップ付のバスに改めた。 ⇒継続		
今後の課題及び継続する取り組み	車両更新にあたって低床バス等の利用者が利用しやすい車両の導入を継続して検討していく。		

略

P 7 5、16～18行目

略

事業名	老朽化したバス停等の待合環境の整備		
事業概要	快適に公共交通を利用してもらうために、バス停と認識できる統一したデザインの確立と、利用する際の情報も確実に得ることのできる分かりやすい表示を行うとともに、交通事業者と協働で待合環境に関する改善に取り組む。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、地域住民	実施時期	前期～後期
現在までの実績・成果	全て統一したデザインのバス停を整備し、同一デザインの時刻表及び路線図をバス停に掲示した。 ⇒完了（完了年度：令和2年度）		

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成30年3月一部改定版

P 7 2

略

(2) 車両やバス停のユニバーサルデザインの推進

事業名	車両更新時におけるみんなにやさしいバス等の導入の推進		
事業概要	円滑な移動を行う手段として、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、生き生きと安全に暮らせ、すべての利用者に利用しやすい車両等の整備を図る。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、施設所有者	実施時期	前期～後期

略

P 7 2

略

事業名	老朽化したバス停等の待合環境の整備		
事業概要	快適に公共交通を利用してもらうために、バス停と認識できる統一したデザインの確立と、利用する際の情報も確実に得ることのできる分かりやすい表示を行うとともに、交通事業者と協働で待合環境に関する改善に取り組む。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、地域住民	実施時期	前期～後期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 7 6、8～14行目

略

(3) 分かりやすい情報提供			
事業名	官民一体となった、わかりやすい情報の提供（公共交通マップの配布等）		
事業概要	近隣市町の交通網を含めた乗継場所の表示等、利用者が公共交通を利用する際に必要な情報を提供できる広域的な交通マップ及び時刻表を作成する。また、観光イベント時に公共交通を利用してもらえるようPRに取り組む。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、嘉麻市観光まちづくり協会	実施時期	前期～後期
現在までの実績・成果	市バスと接続する民間バスと鉄道の時刻表も掲載した嘉麻市総合時刻表を作成し、市民への全戸配布及び市内の主要な施設に設置した。令和3年度時刻表 【配布部数】約16,700部 オープンデータカタログサイトに掲載する時刻表データを作成し、各種地図アプリ等で市バス路線が検索できるようにした。 ⇒完了（完了年度：令和2年度）		

略

P 7 6、15～18行目

略

事業名	【新規】市バスの運行状況の周知		
事業概要	バス車内及び主要結節点に掲示を行うための利用者にも分かりやすい路線図を作成し、更なる乗り継ぎを含めた市バスの運行状況のPRに取り組む。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者	実施時期	後期

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成30年3月一部改定版

P 7 2

略

(3) 分かりやすい情報提供			
事業名	官民一体となった、わかりやすい情報の提供（公共交通マップの配布等）		
事業概要	近隣市町の交通網を含めた乗継場所の表示等、利用者が公共交通を利用する際に必要な情報を提供できる広域的な交通マップ及び時刻表を作成する。また、観光イベント時に公共交通を利用してもらえるようPRに取り組む。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、嘉麻市観光まちづくり協会	実施時期	前期～後期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 7 6、1 9～2 4 行目

略

事業名	【新規】地域等小さな単位に向けた嘉麻市バスの情報周知		
事業概要	市バス・デマンド運行型バスの利用状況を鑑みて、利用の伸びない地域に対し、ポイントを絞った利用促進チラシの作成等のアプローチを行い、市バス等の運行情報の周知を図るとともに、地域に根付いた「乗りやすく分かりやすい」市バスを目指す。		
実施主体	嘉麻市、地域住民	実施時期	後期

略

P 7 7、1 0～1 4 行目

略

(1) 誰もが利用できる公共交通への改善

事業名	すべての市民が制限なく利用できる公共交通体系の整理（福祉バスの市バス統合等）		
事業概要	合併前の運行形態を引継ぎ、一部福祉バスにおいては利用制限が設定されているなど、利用者にとっては複雑で利用しづらい公共交通となっていることから、福祉バスを市バスへと統合し、利用者を制限することなく、利用しやすい公共交通への転換を図る。		
実施主体	嘉麻市	実施時期	後期
現在までの実績・成果	令和 2 年 3 月末で乗車に年齢制限があった福祉バスを廃止し、同年 4 月から年齢制限のない市バスに統合し新たな嘉麻市バスとして運行を開始した。併せて令和 2 年度からデマンド運行型バスの運行を開始し、ドアツードア型での運行とすることで公共交通人口カバー率は 1 0 0 % となった。 ⇒完了（完了年度：令和 2 年度）		

略

P 7 3

略

(1) 誰もが利用できる公共交通への改善

事業名	すべての市民が制限なく利用できる公共交通体系の整理（福祉バスの市バス統合等）		
事業概要	合併前の運行形態を引継ぎ、一部福祉バスにおいては利用制限が設定されているなど、利用者にとっては複雑で利用しづらい公共交通となっていることから、福祉バスを市バスへと統合し、利用者を制限することなく、利用しやすい公共交通への転換を図る。		
実施主体	嘉麻市	実施時期	後期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 7 7、2 0～2 2 行目

略

事業名	交通空白地に対する移動手段の確保		
事業概要	市域内における交通空白地の解消を図るため、地域のニーズを把握したうえで、持続可能性を前提に多様な運行形態の組み合わせを視野に入れ、運行経路、ダイヤ・運行本数等について地域の実情に応じた交通体系の整備を図る。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、地域住民	実施時期	後期
現在までの実績・成果	令和2年度からデマンド運行型バスの運行を開始し、ドアツードア型での運行とすることで公共交通人口カバー率が100%となった。 ⇒完了（完了年度：令和2年度）		

略

P 7 7、3 1～3 4 行目

略

(2) 市内外を結ぶ公共交通路線の確保

事業名	稲築から桂川方面への公共交通路線の設定		
事業概要	広域的な移動に対する要望として、稲築から桂川方面への公共交通路線の構築が求められている。特に桂川町に設置された高等学校への通学、また桂川方面から本市に設置される高等学校への通学手段の確保と市内唯一の鉄道の駅「下鴨生駅」と福岡方面への移動拠点となる「桂川駅」をつなぐ路線の構築を図る。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、施設所有者	実施時期	中期
現在までの実績・成果	平成31年から桂川駅や下鴨生駅に接続する稲築桂川線の運行を開始し、現在も継続して運行中。 【令和2年度利用者数】12,887人 ⇒完了（完了年度：令和2年度）		

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成30年3月一部改定版

P 7 3

略

事業名	交通空白地に対する移動手段の確保		
事業概要	市域内における交通空白地の解消を図るため、地域のニーズを把握したうえで、持続可能性を前提に多様な運行形態の組み合わせを視野に入れ、運行経路、ダイヤ・運行本数等について地域の実情に応じた交通体系の整備を図る。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、地域住民	実施時期	後期

略

P 7 3

略

(2) 市内外を結ぶ公共交通路線の確保

事業名	稲築から桂川方面への公共交通路線の設定		
事業概要	広域的な移動に対する要望として、稲築から桂川方面への公共交通路線の構築が求められている。特に桂川町に設置された高等学校への通学、また桂川方面から本市に設置される高等学校への通学手段の確保と市内唯一の鉄道の駅「下鴨生駅」と福岡方面への移動拠点となる「桂川駅」をつなぐ路線の構築を図る。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、施設所有者	実施時期	中期

略



修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 7 8、9～11行目

略

事業名	近隣市町との接続路線の維持・確保		
事業概要	広域的な移動を確保するため、近隣市町を運行する公共交通との乗継を確保するとともに、乗り継ぎが確実にできるダイヤの設定等を行う。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、関係市町	実施時期	後期
現在までの実績・成果	令和2年度に路線の全体見直しを行い、嘉麻市役所、嘉麻市総合バスターション、桂川駅や坂谷等の市内外各所で市バスと公共交通機関との乗継ができる路線及びダイヤを設定した。 ⇒継続		
今後の課題及び継続する取り組み	更に嘉麻市バスと他交通機関との乗継がスムーズにできるように、接続やダイヤ構成等を検討し、近隣市町及び民間公共交通機関等との乗継の可能性について協議を進めていく。		

略

P 7 9、8～12行目

略

(3) 交通結節点の設置と乗継利便性の改善

事業名	牛隈地区にバスの乗継拠点を設置		
事業概要	牛隈地区に公共交通拠点を整備し、主要な路線を経由させ、当地から乗り継ぎを行うことにより多様な目的地に移動できるよう整備を行う。多くの車両が乗り入れを行う拠点として整備することから、待合環境の充実及び駐車場や駐輪場の整備を行い利便性の向上を図る。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者	実施時期	中期
現在までの実績・成果	牛隈地区に乗継拠点を整備した。（平成31年（令和元年）中に完成し、令和2年4月から供用開始。） 令和3年4月からは乗継拠点への全地区からのデマンド運行型バスの乗り入れを開始し、乗継の利便性を向上させた。 ⇒完了（完了年度：令和2年度）		

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成30年3月一部改定版

P 7 3

略

事業名	近隣市町との接続路線の維持・確保		
事業概要	広域的な移動を確保するため、近隣市町を運行する公共交通との乗継を確保するとともに、乗り継ぎが確実にできるダイヤの設定等を行う。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、関係市町	実施時期	後期

略

P 7 4

略

(3) 交通結節点の設置と乗継利便性の改善

事業名	牛隈地区にバスの乗継拠点を設置		
事業概要	牛隈地区に公共交通拠点を整備し、主要な路線を経由させ、当地から乗り継ぎを行うことにより多様な目的地に移動できるよう整備を行う。多くの車両が乗り入れを行う拠点として整備することから、待合環境の充実及び駐車場や駐輪場の整備を行い利便性の向上を図る。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者	実施時期	中期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 7 9、1 8～2 1 行目

略

<b>事業名</b>	生活利便施設（病院やスーパー等）への乗り入れの推進		
<b>事業概要</b>	公共交通の利用目的として多い病院や買物等での利便性の向上を図るため、各施設の玄関付近でのバス停の設置等について施設所有者と調整を図り、多くの施設での乗り入れを実施できるよう検討を行う。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、交通事業者、施設所有者	<b>実施時期</b>	後期
<b>現在までの実績・成果</b>	利便性向上のため、病院、スーパー等の付近にバス停を設置した。 ⇒継続		
<b>今後の課題及び継続する取り組み</b>	引続き利用者の要望に沿えるよう施設との協議検討を継続していく。 ダイヤ等の関係もあるが、施設内への乗入れによる利便性の向上を図る。		

略

P 7 9、1 8～2 2 行目

略

<b>事業名</b>	市バスと西鉄バスやJRとの乗継ぎを考慮した運行ダイヤの改善		
<b>事業概要</b>	広域的な移動に伴う各種交通機関への乗継ぎにおいて、適切な時間を確保したダイヤの設定を行うとともに、利用目的に応じた適切な運行時間の設定について検討を行う。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、交通事業者	<b>実施時期</b>	後期
<b>現在までの実績・成果</b>	民間バスや鉄道に乗継ぎできる市バスダイヤの編成及び、学校や買い物等の利用目的に合わせた運行時間の設定を行った。 ⇒継続		
<b>今後の課題及び継続する取り組み</b>	民間バスや鉄道のダイヤの変更等を確認し、継続して乗継が可能となるよう適宜ダイヤの見直しを行う。		

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 7 4

略

<b>事業名</b>	生活利便施設（病院やスーパー等）への乗り入れの推進		
<b>事業概要</b>	公共交通の利用目的として多い病院や買物等での利便性の向上を図るため、各施設の玄関付近でのバス停の設置等について施設所有者と調整を図り、多くの施設での乗り入れを実施できるよう検討を行う。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、交通事業者、施設所有者	<b>実施時期</b>	後期

略

P 7 4

略

<b>事業名</b>	市バスと西鉄バスやJRとの乗継ぎを考慮した運行ダイヤの改善		
<b>事業概要</b>	広域的な移動に伴う各種交通機関への乗継ぎにおいて、適切な時間を確保したダイヤの設定を行うとともに、利用目的に応じた適切な運行時間の設定について検討を行う。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、交通事業者	<b>実施時期</b>	後期

略



修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 8 0、7～1 8 行目

略

<b>事業名</b>	乗継割引や高齢者割引の導入（ICカード装置の設置）の検討		
<b>事業概要</b>	公共交通利用の乗継ぎに対する運賃割引や高齢者の利用に対する割引を実施し、利用者の増進を図るとともに、市バスだけでなく、市内を運行する交通機関の利用に対して割引が適用でき、運用面での効率化及び利便性の向上が可能となるICカード装置の設置を検討する。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、交通事業者	<b>実施時期</b>	後期
<b>現在までの実績・成果</b>	高齢者向けの割引制度（嘉麻市高齢者交通支援証明書等）を実施し、利用者の増進を図った。 【高齢者交通支援証明書事業】令和2年度末時点720件 市内を運行する交通機関の利用に対する割引制度を実施した。 【嘉麻市グランドバス65購入補助証明書交付申請数】 令和2年度末時点310件 市バス幹線路線でPayPayによるキャッシュレス決済を導入した。 ⇒継続		
<b>今後の課題及び継続する取り組み</b>	利用者の要望等に沿えるよう、適宜実施内容の見直しを検討する。 令和2年4月からの2年間限定の事業である、高齢者交通支援事業及びグランドバス65補助金交付事業の実施期間等の事業内容の見直し。 PayPay以外のキャッシュレス決済の導入についても検討を行う。		

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成30年3月一部改定版

P 7 4

略

<b>事業名</b>	乗継割引や高齢者割引の導入（ICカード装置の設置）の検討		
<b>事業概要</b>	公共交通利用の乗継ぎに対する運賃割引や高齢者の利用に対する割引を実施し、利用者の増進を図るとともに、市バスだけでなく、市内を運行する交通機関の利用に対して割引が適用でき、運用面での効率化及び利便性の向上が可能となるICカード装置の設置を検討する。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、交通事業者	<b>実施時期</b>	後期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 8 1、8～13行目

略

(1) 既存路線の見直しによる運行効率化

事業名	幹線・枝線の役割分担と重複する路線の見直し		
事業概要	地域間を移動する広域的な運行路線を幹線とし、幹線から各地域への移動を行う幹線を補完する路線を枝線として、各路線の目的及び役割を明確にし、運行路線の重複が生じないよう効率的な公共交通体系の整備を行う。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者	実施時期	後期
現在までの実績・成果	令和2年3月までの16路線を、令和2年4月から広域的な移動を主とする幹線路線4路線と、幹線を補完する路線として枝線路線7路線の11路線での形態で運行を開始した。現在は、枝線路線の見直しを行い、6路線とし、合計10路線で運行中。利用の少ない地域、時間帯についてはについてはデマンド運行型バスを主とした運行形態とし運行の効率化を図っている。 ⇒完了（完了年度：令和2年度）		

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成30年3月一部改定版

P 7 5

略

(1) 既存路線の見直しによる運行効率化

事業名	幹線・枝線の役割分担と重複する路線の見直し		
事業概要	地域間を移動する広域的な運行路線を幹線とし、幹線から各地域への移動を行う幹線を補完する路線を枝線として、各路線の目的及び役割を明確にし、運行路線の重複が生じないよう効率的な公共交通体系の整備を行う。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者	実施時期	後期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 8 1、1 9～2 9 行目

略

事業名	デマンド型運行等を含めた最適なサービスの提供を検討		
事業概要	将来にわたって持続的な運行を確保するため、利用者の少ない路線等については、車両の小型化や運行予約に応じて運行するデマンド型の運行方法について導入の検討を行う。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、地域住民	実施時期	後期
現在までの実績・成果	令和 2 年 4 月からデマンド運行型バスの運行を開始し、現在も継続して運行中。 全体的見直しを行うにあたり、利用者が少ない地域内のみでの運行となる枝線路線については車両を小型化するとともに、デマンド運行型での運行を基本とし、利用が集中する時間帯に路線定期運行を行う形態を導入する事で、運行の効率化を図った。 【市バス収支率】令和 2 年度：1 4 % ⇒継続		
今後の課題及び継続する取り組み	デマンド運行型と路線定期運行の運行時間帯の検討を行い、利用者増及び収支率向上のため最適化を図る。 利用促進策を実施する。		

略

P 7 5

略

事業名	デマンド型運行等を含めた最適なサービスの提供を検討		
事業概要	将来にわたって持続的な運行を確保するため、利用者の少ない路線等については、車両の小型化や運行予約に応じて運行するデマンド型の運行方法について導入の検討を行う。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、地域住民	実施時期	後期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 8 2、8～15行目

略

<b>事業名</b>	公共交通に対する財政負担を考慮した運営方針の検討		
<b>事業概要</b>	需要の少ない路線や時間帯を中心に運行のあり方を検証するとともに、運行する路線の利用状況等について、随時モニタリング調査等を実施する。また、各路線における利用者数等の目標数値を設置し、目標数値を確保できない路線については、運行計画の見直し等を行うなどトリガー制度の導入を検討する。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、地域住民	<b>実施時期</b>	前期～後期
<b>現在までの実績・成果</b>	モニタリング調査を行い、利用者の少ない路線を見直すとともに、運賃の改定を行った。 また、利用者の少ない地域については、デマンド運行型バスを主とした運行形態を形成した。 【市バス収支率】令和2年度：14% ⇒継続		
<b>今後の課題及び継続する取り組み</b>	今後路線見直しの目安となるトリガー制度について、先進自治体への聞き取り調査や視察を行い導入についての検討を継続していく。		

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成30年3月一部改定版

P 7 5

略

<b>事業名</b>	公共交通に対する財政負担を考慮した運営方針の検討		
<b>事業概要</b>	需要の少ない路線や時間帯を中心に運行のあり方を検証するとともに、運行する路線の利用状況等について、随時モニタリング調査等を実施する。また、各路線における利用者数等の目標数値を設置し、目標数値を確保できない路線については、運行計画の見直し等を行うなどトリガー制度の導入を検討する。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、地域住民	<b>実施時期</b>	前期～後期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 8 2、1 8～2 2 行目

略

事業名	安全・安定的な運行の支障となる路線の見直し（狭隘な道路等の回避等）		
事業概要	多くの利用者を一度に輸送する公共交通においては、交通事故等の防止等、安全性の確保が重要である。運行上、危険な道路を運行する路線については、利用者の利便性等に考慮しながら、他の道路等への路線変更について検討を行う。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者	実施時期	前期～後期
現在までの実績・成果	令和2年4月からの市バス路線について、警察や地元等と協議を行いながら狭隘な道路を回避する等、安全性を確保した。 ⇒継続		
今後の課題及び継続する取り組み	道路状況の変化等を見ながら継続してより安全な運行ができるよう路線の検討を行う。		

略

P 8 3、7～1 1 行目

略

(2) 運賃収入以外の収入の確保

事業名	市バスラッピングや車内広告等による収入の確保		
事業概要	運行する車両や時刻表、路線図等に対する企業広告の掲載を実施する。市内企業や近隣市町の企業に周知を図り、広告収入を確保することで、持続的な運行における収入の確保を図る。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、関係企業	実施時期	後期
現在までの実績・成果	バス停に広告を掲示する制度を制定し、5社の広告を掲載し広告収入を確保した。 ⇒継続		
今後の課題及び継続する取り組み	運賃収入以外の収入確保について研究し、持続可能な公共交通の確保を図っていく。		

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成30年3月一部改定版

P 7 5

略

事業名	安全・安定的な運行の支障となる路線の見直し（狭隘な道路等の回避等）		
事業概要	多くの利用者を一度に輸送する公共交通においては、交通事故等の防止等、安全性の確保が重要である。運行上、危険な道路を運行する路線については、利用者の利便性等に考慮しながら、他の道路等への路線変更について検討を行う。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者	実施時期	前期～後期

略

P 7 6

略

(2) 運賃収入以外の収入の確保

事業名	市バスラッピングや車内広告等による収入の確保		
事業概要	運行する車両や時刻表、路線図等に対する企業広告の掲載を実施する。市内企業や近隣市町の企業に周知を図り、広告収入を確保することで、持続的な運行における収入の確保を図る。		
実施主体	嘉麻市、交通事業者、関係企業	実施時期	後期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 8 3、2 4～2 8 行目

略

(3) 公共交通利用者の維持・拡大			
事業名	地元商店等と公共交通の連携による商業の活性化及び市バス利用者の増進		
事業概要	地元商店街の活性化と公共交通利用者の拡大を図るため、商店街利用者に対する公共交通回数券などの交付による利用促進策を検討する。		
実施主体	嘉麻市、商工会議所、商工会	実施時期	後期
現在までの実績・成果	令和2年度商店街イベントの開催を検討していたが新型コロナウイルス感染症拡大により、開催を延期して実施予定。 ⇒継続		
今後の課題及び継続する取り組み	新型コロナウイルス感染症拡大により開催時期をずらして開催を行う予定。市バスの利用促進に繋がるような工夫を検討する。		

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 7 6

略

(3) 公共交通利用者の維持・拡大			
事業名	地元商店等と公共交通の連携による商業の活性化及び市バス利用者の増進		
事業概要	地元商店街の活性化と公共交通利用者の拡大を図るため、商店街利用者に対する公共交通回数券などの交付による利用促進策を検討する。		
実施主体	嘉麻市、商工会議所、商工会	実施時期	後期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 8 4、7～15行目

略

<b>事業名</b>	公共交通をみんなで維持する意識の醸成		
<b>事業概要</b>	公共交通を維持確保し、公共交通の利用に関する市民自らの意識の向上等を図るため、公共交通の運営に関する現状について情報提供等を積極的に行い、また、各路線の維持に関する目標設定等を行いながら、利用状況等に応じた運行計画の改善に関する考え方について周知していく。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、地域住民	<b>実施時期</b>	前期～後期
<b>現在までの実績・成果</b>	広報誌等で定期的に市バスの周知及び利用促進を行った。 令和2年4月から市バス運賃改定を行った。（市内乗降運賃100円→200円・市外乗降運賃300円→400円） 令和2年度の運行経費107,288,409円に対し、運行収入15,547,870円でコロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり収支率は14%となった。 ⇒継続		
<b>今後の課題及び継続する取り組み</b>	収支率の向上。 広報誌等を活用し、継続した公共交通に関する情報提供を行う。		

略

P 8 4、16～20行目

略

<b>事業名</b>	【新規】次世代のバス利用者の育成		
<b>事業概要</b>	子どもや、現在は自家用車等を利用し市バス、デマンド運行型バスを利用していない人に対して、バスを使うきっかけを提供し、市バスへの興味関心を持ってもらうことで、市バスを含めた公共交通の利用を促進する。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、交通事業者、地域住民	<b>実施時期</b>	後期

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成30年3月一部改定版

P 7 6

略

<b>事業名</b>	公共交通をみんなで維持する意識の醸成		
<b>事業概要</b>	公共交通を維持確保し、公共交通の利用に関する市民自らの意識の向上等を図るため、公共交通の運営に関する現状について情報提供等を積極的に行い、また、各路線の維持に関する目標設定等を行いながら、利用状況等に応じた運行計画の改善に関する考え方について周知していく。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、地域住民	<b>実施時期</b>	前期～後期

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 8 5、6～1 4 行目

略

<b>事業名</b>	高齢者・運転免許自主返納者等に対する公共交通利用促進策の検討		
<b>事業概要</b>	公共交通の利用促進を図るため、利用者ニーズに応じた運行を整備するとともに、利便性の向上に伴う、高齢者や運転免許自主返納者の公共交通への転換を促し、交通事故等の発生件数の縮減、公共交通利用者の拡大を図る。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、交通事業者、地域住民	<b>実施時期</b>	後期
<b>現在までの実績・成果</b>	嘉麻市高齢者運転免許自主返納等支援事業及び嘉麻市高齢者交通支援証明書事業等を実施し、高齢者や運転免許自主返納者の公共交通への転換の促進を図った。 【運転免許自主返納等支援事業】令和2年度実績126件免許証返納 【高齢者交通支援証明書事業】令和2年度末時点720件 ⇒継続		
<b>今後の課題及び継続する取り組み</b>	引き続き嘉麻市高齢者運転免許自主返納等支援事業を実施し、ホームページ等での広報活動と合わせ、嘉麻警察署と連携し高齢者の交通事故防止に向けた取り組みを実施する。		

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成30年3月一部改定版

P 7 6

略

<b>事業名</b>	高齢者・運転免許自主返納者等に対する公共交通利用促進策の検討		
<b>事業概要</b>	公共交通の利用促進を図るため、利用者ニーズに応じた運行を整備するとともに、利便性の向上に伴う、高齢者や運転免許自主返納者の公共交通への転換を促し、交通事故等の発生件数の縮減、公共交通利用者の拡大を図る。		
<b>実施主体</b>	嘉麻市、交通事業者、地域住民	<b>実施時期</b>	後期

略



修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 8 6  
略

個別事業について、計画策定以降、令和 4 年度までのアクションプランとして、以下とおり実施を計画する。

目標	実施事業	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
目標 1：嘉麻市の活性化政策を推進する安心・安全な公共交通の構築	嘉麻市と周辺市町村に設置される学校への通学手段確保	協議・調整	→	→	→	→	→	
	広域通勤・通学需要に対する移動手段の検討	協議・調整	→	→	→	→	→	
	通学者に対する負担軽減策の検討	試行実施	→	→	→	→	→	
	運転免許自主返納者に対する公共交通利用促進策の検討	協議・調整	→	→	→	→	→	
	庁舎整備に伴う 4 つの地域の活性化・連携につながる交通網の整備	運行計画	→	→	→	→	→	
	各支所を交通結節点とする地域内交通網の再編	運行計画	→	→	→	→	→	
	嘉麻市内外の観光周遊を可能とする路線の検討	協議・調整	→	→	→	→	→	
	目標 2：分かりやすく利用しやすい公共交通の実現							
	利用者ニーズや目的的確に応じることができる公共交通体系の整備	運行計画	→	→	→	→	→	
	市バスのカラーリングの統一・分かりやすいバスの行先表示等運行車両の改善	協議・調整	→	→	→	→	→	
車両更新時におけるみんなにやさしいバスの導入の推進	協議・調整・一部実施	→	→	→	→	→		
老朽化したバス停等の待合環境の整備	協議・調整・実施	→	→	→	→	→		
官民一体となった、わかりやすい情報の提供（公共交通マップ配布等）	運行計画に基づき作成・実施（配布）	→	→	→	→	→		
市バスの運行状況の周知							協議・実施	
地域等小さな単位に向けた嘉麻市バスの情報周知							協議・実施	
目標 3：利便性の高い交通環境の構築	すべての市民が制限なく利用できる公共交通体系の整理（福祉バスの市バス統合等）	運行計画	→	→	→	→	→	
	交通空白地に対する移動手段の確保	運行計画	→	→	→	→	→	
	稲葉から桂川方面への公共交通路線の設定	運行計画	→	→	→	→	→	
	近隣市町との接続路線の維持・確保	運行計画	→	→	→	→	→	
	牛隈地区にバスの乗継拠点を設置	計画・整備	→	→	→	→	→	
	生活利便施設（病院やスーパー等）への乗入れの推進	協議・調整・一部実施	→	→	→	→	→	
	市バスと西鉄バスや J R との乗継ぎを考慮した運行ダイヤの改善	運行計画に基づき調整・一部実施	→	→	→	→	→	
	乗継割引や高齢者割引の導入（IC カード装置の設置）の検討	協議・調整・一部実施	→	→	→	→	→	

P 7 7  
略

個別事業について、計画策定以降、平成 33 年度までのアクションプランとして、以下とおり実施を計画する。

目標	実施事業	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
目標 1：嘉麻市の活性化政策を推進する安心・安全な公共交通の構築	嘉麻市と周辺市町村に設置される学校への通学手段確保	協議・調整・実施	→	→	→	→	
	広域通勤・通学需要に対する移動手段の検討	協議・調整・実施	→	→	→	→	
	通学者に対する負担軽減策の検討	試行実施	→	→	→	→	
	運転免許自主返納者に対する公共交通利用促進策の検討	協議・調整・実施	→	→	→	→	
	庁舎整備に伴う 4 つの地域の活性化・連携につながる交通網の整備	運行計画	→	→	→	→	
	各支所を交通結節点とする地域内交通網の再編	運行計画	→	→	→	→	
	嘉麻市内外の観光周遊を可能とする路線の検討	協議・調整・実施	→	→	→	→	
	目標 2：分かりやすく利用しやすい公共交通の実現						
	利用者ニーズや目的的確に応じることができる公共交通体系の整備	運行計画	→	→	→	→	
	市バスのカラーリングの統一・分かりやすいバスの行先表示等運行車両の改善	協議・調整・実施	→	→	→	→	
車両更新時におけるみんなにやさしいバスの導入の推進	協議・調整・実施	→	→	→	→		
老朽化したバス停等の待合環境の整備	協議・調整・実施	→	→	→	→		
官民一体となった、わかりやすい情報の提供（公共交通マップの配布等）	運行計画に基づき作成・配布	→	→	→	→		
目標 3：利便性の高い交通環境の構築	すべての市民が制限なく利用できる公共交通体系の整理（福祉バスの市バス統合等）	運行計画	→	→	→	→	
	交通空白地に対する移動手段の確保	運行計画	→	→	→	→	
	稲葉から桂川方面への公共交通路線の設定	運行計画	→	→	→	→	
	近隣市町との接続路線の維持・確保	運行計画	→	→	→	→	
	牛隈地区にバスの乗継拠点を設置	計画・整備	→	→	→	→	
	生活利便施設（病院やスーパー等）への乗入れの推進	協議・調整・実施	→	→	→	→	
	市バスと西鉄バスや J R との乗継ぎを考慮した運行ダイヤの改善	運行計画	→	→	→	→	
	乗継割引や高齢者割引の導入（IC カード装置の設置）の検討	協議・調整・実施	→	→	→	→	

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

目標 4：持続性のある交通体系への転換		
幹線・枝線の役割分担と重複する路線の見直し	運行計画	運行開始
デマンド型運行等を含めた最適なサービスの提供を検討	運行計画	運行開始
公共交通に対する財政負担を考慮した運営方針の検討	協議・調整	実施
安全・安定的な運行の支障となる路線の見直し（狭隘な道路等の回避等）	運行計画	運行開始
市バスラッピングや車内広告等による収入の確保	協議・調整・実施	
地元商店街等と公共交通の連携による商業の活性化及び市バスの利用者の増進	協議・調整・実施	
公共交通をみんなで維持する意識の醸成	協議・調整・実施	
<b>次世代のバス利用者の育成</b>		協議・実施
高齢者・運転免許自主返納者に対する公共交通利用促進策の検討	協議・調整・実施	運行開始

目標 4：持続性のある交通体系への転換		
幹線・枝線の役割分担と重複する路線の見直し	運行計画	運行開始（利用状況により見直し）
デマンド型運行等を含めた最適なサービスの提供を検討	運行計画	運行開始（利用状況により見直し）
公共交通に対する財政負担を考慮した運営方針の検討	協議・調整・実施	継続実施（利用状況により見直し）
安全・安定的な運行の支障となる路線の見直し（狭隘な道路等の回避等）	運行計画	運行開始（利用状況により見直し）
市バスラッピングや車内広告等による収入の確保	協議・調整・実施	
地元商店街等と公共交通の連携による商業の活性化及び市バス利用者の増進	協議・調整・実施	
公共交通をみんなで維持する意識の醸成	協議・調整・実施	
高齢者・運転免許自主返納者等に対する公共交通利用促進策の検討	協議・調整・実施	継続実施（利用状況により見直し）

略

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 8 8、3行目他  
略

本計画の達成状況を評価するため、基本的な方針毎に評価指標および目標値を定める。  
なお、目標値は計画期間の最終年度である令和4年度を目標年度とするが、達成状況は毎年モニタリングを行うものとする。

表 10-1 計画の達成状況の評価指標および設定根拠

目標		現状	当初目標値 (H33)	達成状況 (R2)	最終目標値 (R4)	備考
評価指標	指標の設定根拠					
目標1：嘉麻市の活性化政策を推進する安心・安全な公共交通の構築						
高校生の通学時の市バス・民間バス利用率	路線の再編により通学時のバス利用の定着・改善状況を計る	26.7% (H25)	30% (H33)	令和4年度調査実施	30%	
目標2：分かりやすく利用しやすい公共交通の実現						
市バスの停留所表示の統一	施策の実施状況を評価する	統一されていない	統一済	統一済		
目標3：利便性の高い交通環境の構築						
交通結節点の設置箇所数	施策の実施状況を評価する	0箇所 (H27)	5箇所 (H33)	5箇所設置		
公共交通人口カバー率	交通空白地域解消に向けた施策の効果を計る	74% (H22)	85% (H33)	100%	100%	バス路線 300m 圏域
目標4：持続性のある交通体系への転換						
市バスの収支率	持続性の改善に向け、公共交通投資の効率化状況を計る	10.0% (H27)	20.0% (H33)	14%	20%	

表 10-2 その他、関連計画（平成28年度に作成した嘉麻市人口ビジョン・第1期総合戦略及び、令和3年度に作成した嘉麻市人口ビジョン・第2期総合戦略）において掲げている目標値

評価指標	現状 (H26)	目標値 (H31)	達成状況 (H31)	目標値 (R6)
観光入込客数	109万人	163万人	109万人	163万人
公共交通整備の取り組みに対する市民満足度	28.6%	50%	27.60%	—
市バスの利用者数	116,199人	120,000人	91,660人	150,000人

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成30年3月一部改定版

P 7 9、3行目他  
略

本計画の達成状況を評価するため、基本的な方針毎に評価指標および目標値を定める。  
なお、目標値は計画期間の最終年度である平成33年度を目標年度とするが、達成状況は毎年モニタリングを行うものとする。

表 10-1 計画の達成状況の評価指標および設定根拠

目標		現状	目標値 (H33)	備考
評価指標	指標の設定根拠			
目標1：嘉麻市の活性化政策を推進する安心・安全な公共交通の構築				
高校生の通学時の市バス・民間バス利用率	路線の再編により通学時のバス利用の定着・改善状況を計る	26.7% (H25)	30% (H33)	
目標2：分かりやすく利用しやすい公共交通の実現				
市バスの停留所表示の統一	施策の実施状況を評価する	統一されていない	統一済	
目標3：利便性の高い交通環境の構築				
交通結節点の設置箇所数	施策の実施状況を評価する	0箇所 (H27)	5箇所 (H33)	
公共交通人口カバー率	交通空白地域解消に向けた施策の効果を計る	74% (H22)	85% (H33)	バス路線 300m 圏域
目標4：持続性のある交通体系への転換				
市バスの収支率	持続性の改善に向け、公共交通投資の効率化状況を計る	10.0% (H27)	20.0% (H33)	

表 10-2 その他、関連計画（平成28年度に作成した嘉麻市人口ビジョン・総合戦略）において掲げている目標値

評価指標	現状 (H26)	目標値 (H31)
観光入込客数	109万人	163万人
公共交通整備の取り組みに対する市民満足度	28.6%	50%
市バスの利用者数	116,199人	120,000人

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

P 8 9、4～20行目  
略

1. 嘉麻市地域公共交通会議 委員名簿

区分	所属	氏名	備考
1号委員	嘉麻市	安陪 博士	副市長代理
2号委員	西鉄バス筑豊(株)	浜田 和仁	副会長
	福岡県筑豊地区タクシー協会	野上 英敏	
	一般社団法人福岡県バス協会	中川原 達也	
3号委員	国土交通省九州運輸局福岡運輸支局	久保田 靖彦	
	福岡県交通運輸産業労働組合協議会	加賀 利広	
	福岡県飯塚県土整備事務所	戸丸 明	
	福岡県嘉麻警察署交通課	新飼 智晴	
4号委員	嘉麻市碓井地区行政区長会	長谷川 修一	
	嘉麻市山田地区行政区長会	村上 曙生	
	嘉麻市嘉穂地区行政区長会	赤地 淳一	
	嘉麻市稲築地区行政区長会	平井 由子	
5号委員	NPO法人 タウン・コンパス	井上 信昭	会長
6号委員	市バス利用者	平尾 節子	
	市バス利用者	池田 幸子	
7号委員	一般社団法人 嘉麻市観光まちづくり協会	永光 祐子	
	嘉麻市教育委員会	辻田 喜美	

略

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成30年3月一部改定版

P 8 0、4～20行目  
略

1. 嘉麻市地域公共交通会議 委員名簿

区分	所属	氏名	備考
1号委員	嘉麻市	白石 二郎	
2号委員	西鉄バス筑豊(株)	浦野 俊秀	副会長
	福岡県筑豊地区タクシー協会	野上 英敏	
	一般社団法人福岡県バス協会	中川原 達也	
3号委員	国土交通省九州運輸局福岡運輸支局	河津 隆幸	
	福岡県交通運輸産業労働組合協議会	加賀 利広	
	福岡県飯塚県土整備事務所	吉田 達矢	
	福岡県嘉麻警察署交通課	金子 健一	
4号委員	嘉麻市碓井地区行政区長会	大村 幸三	
	嘉麻市山田地区行政区長会	山藤 やす子	
	嘉麻市嘉穂地区行政区長会	古川 和章	
	嘉麻市稲築地区行政区長会	富崎 静江	
5号委員	NPO法人 タウン・コンパス	井上 信昭	会長
6号委員	市バス利用者	平尾 節子	
	市バス利用者	池田 幸子	
7号委員	嘉麻市観光まちづくり協会	永光 祐子	
	嘉麻市教育委員会	辻田 喜美	

略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 9 0、3 3 行目以降

略

平成 30 年	2 月 22 日	第 5 階嘉麻市地域公共交通会議 ●嘉麻市地域公共交通網形成計画（案）に関する意見及び回答 ●嘉麻市地域公共交通網形成計画の記載の変更に係る進め方について
令和 3 年	7 月 16 日	第 1 回嘉麻市地域公共交通会議 ●嘉麻市地域公共交通網形成計画の期間延長について
	9 月 6 日	第 2 回嘉麻市地域公共交通会議（書面開催） ●嘉麻市地域公共交通網形成計画期間延長に伴う計画（改訂版）の作成方針について ●嘉麻市地域公共交通網形成計画（改定版）案について

略

P 9 1

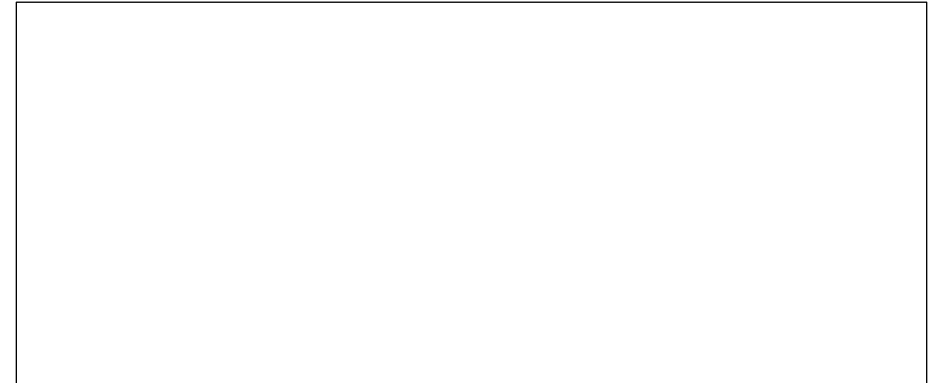
略

令和 4 年	1 月 24 日	第 3 回嘉麻市地域公共交通会議 ●嘉麻市地域公共交通網形成計画の期間延長に伴う計画（改訂版）の作成について
--------	----------	---

略

P 8 1、3 0 行目以降

略



略

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）	嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版
<p>P 9 2 略</p> <p>○嘉麻市地域公共交通会議設置条例</p> <p style="text-align: right;">平成 2 7 年 3 月 1 6 日 条例第 3 号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成 2 8 年 9 月 1 6 日 条例第 3 0 号 平成 3 0 年 6 月 2 6 日 条例第 3 0 号 令和 3 年 3 月 1 7 日 条例第 4 号</p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性増進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号。以下「活性化再生法」という。）の規定による地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進を図るために必要な事項を協議調整するため、嘉麻市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。 （一部改正〔平成 2 8 年条例 3 0 号・令和 3 年 4 号〕） （所掌事務）</p> <p>第 2 条 交通会議は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。</p> <p>（1） 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項 （2） 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 （3） 生活交通の確保、維持及び改善のための事業に関する事項 （4） 活性化再生法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更に関する事項 （5） 交通計画に定められた事業の実施及び連絡調整に関する事項 （6） 地域公共交通確保維持改善事業に関する事項 （7） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 （一部改正〔平成 2 8 年条例 3 0 号・3 0 年 3 0 号・令和 3 年 4 号〕） （組織）</p> <p>第 3 条 交通会議は、委員 1 7 人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>（1） 副市長 （2） 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体等が推薦する者 3 人以内 （3） 関係機関の職員 4 人以内 （4） 市民で組織された団体の代表者又はその団体が推薦する者 4 人以内 （5） 学識経験者 1 人以内 （6） 市民からの公募による者 2 人以内</p> <p>略</p>	<p>P 8 2 略</p> <p style="text-align: right;">嘉麻市地域公共交通会議設置条例</p> <p style="text-align: right;">平成 2 7 年 3 月 1 6 日 条例第 3 号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成 2 8 年 9 月 1 6 日 条例第 3 0 号</p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性増進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号。以下「活性化再生法」という。）第 3 条の規定による持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進を図るために必要な事項を協議調整するため、嘉麻市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1） 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。 （2） 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 （3） 生活交通の確保、維持及び改善のための事業に関すること。 （4） 活性化再生法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び変更に関すること。 （5） 網形成計画に定められた事業の実施及び連絡調整に関すること。 （6） 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。 （7） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。</p> <p>（組織）</p> <p>第 3 条 交通会議は、委員 1 7 人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>（1） 副市長 （2） 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体等が推薦する者 3 人以内 （3） 関係機関の職員 4 人以内 （4） 市民で組織された団体の代表者又はその団体が推薦する者 4 人以内 （5） 学識経験者 1 人以内 （6） 市民からの公募による者 2 人以内 （7） その他市長が必要と認める者 2 人以内</p> <p>（任期）</p> <p>第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>略</p>



修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）	嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成30年3月一部改定版
<p>P 9 3 略</p> <p>(7) その他市長が必要と認める者 2人以内 (一部改正〔平成28年条例30号・30年30号〕) (委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。 (一部改正〔平成30年条例30号〕) (会長及び副会長)</p> <p>第5条 交通会議に、会長及び副会長1人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (一部改正〔平成28年条例30号・30年30号〕) (協議結果の取扱い)</p> <p>第6条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 (一部改正〔平成30年条例30号〕) (幹事会)</p> <p>第7条 交通会議は、会議で協議する事項を調査検討させるため、必要に応じ幹事会を置くことができる。</p> <p>2 幹事会の委員は、交通会議の委員のうちから会長が指名する。</p> <p>3 幹事会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。 (一部改正〔平成30年条例30号〕) (庶務)</p> <p>第8条 交通会議の庶務は、主管課において処理する。 (一部改正〔平成30年条例30号〕) (委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し、交通会議の運営に必要な事項は、規則で定める。 (一部改正〔平成30年条例30号〕)</p> <p>附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年9月16日条例第30号） (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の嘉麻市地域公共交通会議設置条例（以下「新条例」という。）の施行の日</p> <p>略</p>	<p>P 8 3 略</p> <p>第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 会議において、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議の出席を依頼し、助言を求めることができる。 (一部改正〔平成28年条例30号〕)</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p>第7条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 (幹事会)</p> <p>第8条 交通会議は、会議で協議する事項を調査検討させるため、必要に応じ幹事会を置くことができる。</p> <p>2 幹事会の委員は、交通会議の委員のうちから会長が指名する。</p> <p>3 幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。 (庶務)</p> <p>第9条 交通会議の庶務は、主管課において処理する。 (委任)</p> <p>第10条 この条例の施行に関し、交通会議の運営に必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年9月16日条例第30号） (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の嘉麻市地域公共交通会議設置条例（以下「新条例」という。）の施行の日以後最初に新条例第3条第2項第4号及び第5号の規定に基づき委嘱される委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成29年8月31日までとする。</p> <p>3 新条例第5条の規定の適用については、同条第2項の規定により会長及び副会長が互選されるまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>略</p>

修正内容（嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※改定後）

嘉麻市地域公共交通網形成計画 ※平成 30 年 3 月一部改定版

P 9 4

略

以後最初に新条例第 3 条第 2 項第 4 号及び第 5 号の規定に基づき委嘱される委員の任期は、新条例第 4 条の規定にかかわらず、平成 2 9 年 8 月 3 1 日までとする。

3 新条例第 5 条の規定の適用については、同条第 2 項の規定により会長及び副会長が互選されるまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成 3 0 年 6 月 2 6 日条例第 3 0 号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 1 7 日条例第 4 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

略

P 9 5、3～5 行目、9 行目以降

略

<b>嘉麻市地域公共交通網形成計画</b>	
編集・発行	嘉麻市 地域活性推進課 〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1 <電話>0948-42-7404 <FAX>0948-42-7095 <URL> <a href="http://www.city.kama.lg.jp/">http://www.city.kama.lg.jp/</a>
策定	平成 29 年 7 月 平成 30 年 3 月 一部改訂 令和 4 年 月 一部改訂

略

P 8 4、3～5 行目、9 行目以降

略

<b>嘉麻市地域公共交通網形成計画</b>	
編集・発行	嘉麻市 地域活性推進課 〒820-0592 福岡県嘉麻市上臼井 446 番地 1 <電話>0948-62-5677 <FAX>0948-62-5610 <URL> <a href="http://www.city.kama.lg.jp/">http://www.city.kama.lg.jp/</a>
策定	平成 29 年 7 月 平成 30 年 3 月 一部改訂

略



